

# 平成28年度第1回京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会

## 次第

日時：平成28年9月23日（金）  
午前10時～正午  
場所：京都市聴覚言語障害センター地域交流室

- 1 開会
- 2 保健福祉局障害保健福祉推進室長挨拶
- 3 委員紹介
- 4 座長指名
- 5 座長挨拶
- 6 テーマ等
  - ・ 京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例及び京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会について
  - ・ 京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例第7条「施策の推進方針」について
- 7 閉会

## 資料

- 資料1 京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例及び京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会について
- 資料2-1 京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例第7条「施策の推進方針」について
- 資料2-2 京都市が今後目指す方向性及び具体的施策等について
- 参考1 京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例
- 参考2 京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会委員名簿
- 参考3 京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会開催要綱

## 京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例及び 京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会について

### 1 京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例

本市では、平成28年4月1日から、「京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例（京都市手話言語条例）」を施行しました。[参考1参照](#)

同条例は、京都市会議員全員により提案され、全会一致で可決のうえ制定されました。

#### 《同条例の概要》

- 1 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であること及びろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他の手話を必要とする人が、より豊かな生活や人間関係を築くため手話によりコミュニケーションを円滑に図る権利を有することを前提とし、全ての人が相互に人格と個性を尊重することを条例の基本理念とします。
- 2 本市、市民、事業者が条例の基本理念を共有し、共に取り組むため、「本市の責務」、「市民の役割」、「事業者の役割」について定めます。
- 3 本市、市民、事業者がもてなしの心を持ち、手話を必要とする観光旅行者その他の滞在者が、安心して滞在することができるよう、「観光旅行者その他の滞在者への対応」について定めます。
- 4 手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための「推進方針」について定めます。
- 5 手話に関する施策等に、手話を必要とする方やその関係者等の意見が反映されるよう、当事者の方の意見を聴くため、「推進方針等についての協議の場」について定めます。
- 6 学校教育の場において、児童及び生徒が手話に接する機会の提供等手話に親しむための取組を通じて、手話に対する理解を促進するため、「学校における理解の促進等」について定めます。

### 2 京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会の内容

同条例第7条において、「市長は手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための方針（以下「推進方針」という。）を定めなければならない。ただし、推進方針は、市長が別に定める障害者に係る計画と調和のとれたものでなければならない。」と規定されており、また、同条例第8条では、「市長は、推進方針及びこれに基づく施策の実施状況について、ろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他の手話を必要とする人及び手話通訳者その他の関係者の意見を聴くためこれらの者

との協議の場を設けなければならない。」と定めております。

推進方針策定及び施策の実施状況について、当事者や手話関係者から意見や助言を聴取し、また意見交換を行うために、「京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会」を開催します。

なお、本懇話会については、行政運営上の参考とするため、市民や学識経験者等から意見や助言を聴取し、又は意見交換を行うことを主な目的として、京都市付属機関等の設置及び運営に関する指針及び本市が決定する要綱<sup>参考3参照</sup>に基づき開催します。

第1回懇話会については、現在の本市の手話に関する主な施策や条例制定の際に実施したパブリックコメントで頂戴した御意見等を踏まえ、推進方針に定める今後求められる取組について、委員の皆様から幅広い意見や助言をいただき、これを基に、本市において推進方針案を取りまとめます。

第2回会議において、この案を委員の皆様を確認いただいたうえで、推進方針を策定いたします。策定後は、推進方針に基づく施策の実施状況についての意見や助言をいただくとともに、推進方針自体についても、意見を聴きながら精査してまいります。

### 3 懇話会の構成及び委員

学識経験者、手話を必要とする当事者団体、その他手話関係者団体等で構成します。<sup>参考2参照</sup>

## 京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例 第 7 条「施策の推進方針」について

### 1 「施策の推進方針」の構成

推進方針の概要を記載のうえ、条例第 7 条第 2 号に掲げる事項別に、方向性及び本市が今後求められる取組を定めます。

(第 7 条第 2 項)

推進方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及に関すること。
- (2) 手話により情報を取得する機会の拡大に関すること。
- (3) 手話の獲得及び習得の支援並びにコミュニケーションの手段として手話を選択しやすい環境の整備に関すること。
- (4) 手話通訳者の確保及び養成をはじめとする、手話による意思疎通の支援の拡充に関すること。
- (5) その他市長が必要と認める事項

### 2 京都市が今後目指す方向性及び求められる取組等

資料 2 - 2 のとおり

### 3 推進方針策定に係るスケジュール（予定）

9 月 2 3 日	第 1 回懇話会開催
～ 1 0 月	意見を踏まえて、市において推進方針案を取りまとめ
1 1 月中	第 2 回懇話会開催 (必要に応じて、追加して懇話会を開催する。)
今年度中	推進方針策定

<p>条例第7条第2項 「推進方針に掲げる施策」</p>	<p>今後、京都市が目指す方向性</p>	<p>条例制定の際に実施した パブリックコメントにおける主な意見</p>	<p>京都市のこれまでの主な手話に関連する施策 ※（ ）内は27年度実績</p>	<p>今後求められる取組</p>
<p>①手話に対する理解の促進及び手話の普及に関すること。</p>	<p>市民（児童生徒含む）、事業者（観光業含む）等に対し、様々な機会や手段での啓発を通じて、当事者と交流しながら、手話が言語であることの理解促進及び手話に気軽に触れ体験してもらう機会の提供を行う。 また、手話に関心を持った市民等が学習できる場について情報提供を行う。</p>	<p>・手話の習得だけではなく、聴覚障害者の障害特性を広く市民に知ってもらう必要がある。 ・学校、事業所、地域社会がろう者の方々とのように関わればよいのかをホームページやリーフレット等で知らせてほしい。 ・一般学校の児童生徒と豊学校の児童生徒との交流が必要である。小中学校の副読本を作成したらどうか。 ・市民しんぶん到手話に関する記事を載せてほしい。</p>	<p>・手話奉仕員養成事業の実施（入門体験117名／手話教室（入門）106名／手話教室（基礎）80名）による、手話や聴覚障害者に対する理解促進 ・市民しんぶんにおける各養成講座等の募集記事の掲載 ・小中学校、児童館における児童及び生徒を対象とした啓発の実施（ほほえみ交流活動支援事業（体験・交流学习等）のうち、手話体験9件） ・市立学校における手話学習等に係る講師派遣事業（19校）</p> <p>&lt;条例制定を受け、28年度先行して実施している事業&gt; ・条例制定を記念したキックオフイベントを6月18日に開催 ・各区ふれあいまつり等、市主催等の各種イベントでの啓発及び簡単な手話体験の実施、ステージでのPRの実施 ・啓発リーフレットの作成、イベントや市立学校での配布 ・市民しんぶん9月1日号1～3面において、映画「聲の形」とタイアップし、手話言語条例についての特集記事を掲載 ・映画「聲の形」とタイアップし、手話言語条例PR動画の作成、映画館での動画放映による啓発 ・京都市PTAしんぶん7月号に条例の概要と単手話を紹介した記事を掲載</p>	
<p>②手話により情報を取得する機会の拡大に関すること。</p>	<p>手話を必要とする人が、可能な限り手話により情報を取得することができるよう、ソフトハード両面における環境の整備を進める。</p>	<p>・街中の駅名看板などの表示に手話イラストをつけてほしい。 ・地下鉄等でのお知らせ放送では電光掲示板での文字情報、手話の動画、イラストがあるとよい。 ・災害、緊急時での映像を利用した情報発信が課題である。</p>	<p>・手話通訳者等派遣事業の実施（依頼件数4,540件） ・区役所等への手話通訳嘱託員の配置（12名／通訳件数7,738件） ・手話通訳等の派遣コーディネイト、手話等付ビデオの作成等を行う情報提供施設としての京都市聴覚言語障害センターの運営（ビデオライブラリー制作収録6件／貸出放映192件） ・市主催等の各種イベント等に聴こえない人が参加される際に手話通訳者を配置 ・京都市会本会議中継における手話通訳の実施 ・市職員を対象とした手話研修の実施（市職員対象：12名（5回講座）） ・「京都観光ユニバーサルナビ」内において、手話、筆談等の対応が可能な施設情報を発信 ・「消防ファクシミリ」「京都市Web119」の運用による緊急通報手段の確保 ・消防初任教育生を対象とした手話講座の実施（6回講座） ・京都市職員採用試験において、手話使用者が受験する場合、希望に応じて手話通訳者の配置等を行う。</p> <p>&lt;条例制定を受け、28年度先行して実施している事業&gt; ・京都市新規採用職員や局区長級職員等を対象とした手話研修の実施 ・各所属における憲法月間等の研修の一環としての手話研修の実施 ・京都市教員のためのサイトにおいて、手話辞典や手話動画サイトを紹介 ・市立学校でへの教育資料の提供等を行うカリキュラム開発支援センターに手話関連書籍を配架</p>	
<p>③手話の獲得及び習得の支援並びにコミュニケーションの手段として手話を選択しやすい環境の整備に関すること。</p>	<p>手話を必要とする人やその家族等関係者が、手話を獲得及び習得しやすくなるよう、講座等の充実を図る。</p>	<p>・聴覚障害が早期に見られた場合、親へのサポートとして手話があるべきことをきちんと伝えるべきである。 ・ろう者を親に持つ聴こえる子どもの手話を学べる場を作ってほしい。 ・聴こえない子どもを持つ聴こえる親のフォロー体制が必要である。 ・中途失聴になった人が手話を学習できる機会を確保すべき。 ・公共機関、病院、警察、金融機関、観光案内所、介護施設等で手話ができる人がいたらよい。</p>	<p>・手話奉仕員養成事業の実施（入門体験117名／手話教室（入門）106名／手話教室（基礎）80名）【再掲】 ・手話通訳者養成事業の実施（基本課程37名修了／応用課程17名修了／実践課程7名修了） ・聴こえない方のサポート（本人や家族からの相談対応、聴力検査の実施、指導及び生活訓練等）を行う聴覚言語障害者更生施設としての京都市聴覚言語障害センターの運営（生活相談・指導件数469件） ・難聴者自立訓練事業における中途失聴・難聴者向けの手話講座の実施 ・区役所等への手話通訳嘱託員の配置（12名／通訳件数7,738件）【再掲】</p>	
<p>④手話通訳者の確保及び養成をはじめとする、手話による意思疎通の支援の拡充に関すること。</p>	<p>手話通訳者の確保に向け、養成事業の充実等、「入口」を広げる施策を充実するとともに、活動を継続しやすくなるための条件整備について検討する。</p>	<p>・手話通訳の人数を増やすことが必要であり、職業として成立しうる地位の確立が不可欠。 ・手話通訳の養成に力を入れてほしい。 ・駅等でテレビ電話による手話通訳に対応してほしい。</p>	<p>・手話奉仕員養成事業の実施（入門体験117名／手話教室（入門）106名／手話教室（基礎）80名）【再掲】 ・手話通訳者養成事業の実施（基本課程37名修了／応用課程17名修了／実践課程7名修了）【再掲】 ・手話通訳者等派遣事業の実施（依頼件数4,540件）【再掲】</p>	

京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例（平成28年3月31日京都市条例第71号）（保健福祉局障害保健福祉推進室）

手話に対する理解の促進及び手話の普及に関し、その基本理念を定めて、本市、市民及び事業者の責務と役割を明らかにするとともに、手話に関する施策に係る基本となる事項を定めることにより、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって相互に人格と個性を尊重することができる豊かな共生社会を実現することを目的として、この条例を制定することとしました。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であること及びろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他の手話を必要とする人が、より豊かな生活や人間関係を築くため手話によりコミュニケーションを円滑に図る権利を有することを前提とし、全ての人が相互に人格と個性を尊重することを条例の基本理念とします。
- 2 本市、市民、事業者が条例の基本理念を共有し、共に取り組むため、「本市の責務」、「市民の役割」、「事業者の役割」について定めます。
- 3 本市、市民、事業者がもてなしの心を持ち、手話を必要とする観光旅行者その他の滞在者が、安心して滞在することができるよう、「観光旅行者その他の滞在者への対応」について定めます。
- 4 手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための「推進方針」について定めます。
- 5 手話に関する施策等に、手話を必要とする方やその関係者等の意見が反映されるよう、当事者の方の意見を聴くため、「推進方針等についての協議の場」について定めます。
- 6 学校教育の場において、児童及び生徒が手話に接する機会の提供等手話に親しむための取組を通じて、手話に対する理解を促進するため、「学校における理解の促進等」について定めます。

この条例は、平成28年4月1日から施行することとしました。

京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例を公布する。

平成28年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市条例第71号

京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例

手話とは、音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。明治11年（1878年）に日本初の聴覚・視覚障害児の教育機関である「京都盲啞院」が開設されると、各地からろう児が集まり、この集団の中で、手話は成立した。それ以来、手話は、ろう者をはじめ手話を必要とする人にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、生活を営むために不可欠な意思疎通を図るための手段として用いられ、それゆえ、手話は、ろう者の「いのち」とされるのである。

ところが、海外から「口話法」が伝えられると、我が国でもその普及に力を入れたため、昭和の初め頃から、ろう学校での手話の使用は禁止されることとなった。このように、社会では手話を使うことで誤解され、偏見にさらされるという不幸な歴史があった。

しかし、それにもかかわらず、手話はろう者の間で日常的に使用され続け、大切に守られてきた。

その後、手話に関する研究が進み、言語には音声言語と非音声言語とがあることが明らかとなるとともに、国連においては、昭和56年（1981年）の国際障害者年をはじめ、障害者に関する取組が進んだ。そして、平成18年（2006年）に国連で採択された障害者権利条約において、「手話は言語」であることが明記されることとなった。

その結果、我が国は、障害者権利条約の批准に向けて国内法の整備を進め、平成23年（2011年）に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められるとともに、平成25年（2013年）には、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害者差別解消法」が制定されるに至った。

このように、今後は、手話による自由なコミュニケーションが保障される社会の構築が求められている。

手話発祥の地とされる京都においては、昭和38年（1963年）に我が国で最も長い歴史を持つ手話サークルが市民により結成され、昭和44年（1969年）には、関係団体により、福祉施設として京都ろうあセンターが開設された。京都市も、自治の伝統、もてなしの心その他の京都固有の文化を生かしながら、昭和47年（1972年）の「障害者のためのモデルまちづくり」宣言や、昭和53年（1978年）の京都市聴覚言語障害センターの開設など、障害者の社会参加への支援に積極的に取り組んできた。

世界で手話が言語であると位置付けられた今、国際観光都市であり、世界文化自由都市宣言を掲げる京都市は、手話に対する理解の促進に努め、手話を日常的に使用することができる環境を整えることにより、手話が、市民や観光旅行者を含む全ての人の心をつなぎ、相互に人格と個性を尊重することができる豊かな共生社会を実現することを目指して、この条例を定める。

#### （目的）

第1条 この条例は、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関し、その基本理念を定めて、本市、市民及び事業者の責務と役割を明らかにするとともに、手話に関する施策に係る基本となる事項を定めることにより、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって相互に人格と個性を尊重することができる豊かな共生社会を実現することを目的とする。

#### （基本理念）

第2条 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であること及びろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他の手話を必要とする人が次項の権利を有することを前提とし、全ての人が相互に人格と個性を尊重することを基本理念として行わなければならない。

2 ろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他の手話を必要とする人は、より豊かな生活や人間関係を築くため手話によりコミュニケーションを円滑に図る権利を有し、その権利は尊重されなければならない。

#### （本市の責務）

第3条 本市は、基本理念にのっとり、手話を必要とする人が、安心して生活し、又は滞在することができるよう、必要な配慮を行い、手話に関する施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 本市は、市民及び事業者が、次条から第6条までの規定による役割等を果たすため、

これらの者に対し、必要な情報及び資料の提供その他の支援を行わなければならない。

(市民の役割)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、手話に対する理解を深め、手話を必要とする人が手話を使用しやすい環境づくりに努めるとともに、手話に関する本市の施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、手話に対する理解を深め、手話を必要とする人が利用しやすいサービスを提供するよう努めるとともに、手話に関する本市の施策に協力するよう努めるものとする。

(観光旅行者その他の滞在者への対応)

第6条 本市、市民及び事業者は、もてなしの心を持ち、手話を必要とする観光旅行者その他の滞在者が、安心して滞在することができるよう、必要な施策を実施し、手話への理解のある対応をし、又は利用しやすいサービスを提供するよう努めるものとする。

(施策の推進方針)

第7条 市長は、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための方針（以下「推進方針」という。）を定めなければならない。ただし、推進方針は、市長が別に定める障害者に係る計画と調和のとれたものでなければならない。

2 推進方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及に関すること。
- (2) 手話により情報を取得する機会の拡大に関すること。
- (3) 手話の獲得及び習得の支援並びにコミュニケーションの手段として手話を選択しやすい環境の整備に関すること。
- (4) 手話通訳者の確保及び養成をはじめとする、手話による意思疎通の支援の拡充に関すること。
- (5) その他市長が必要と認める事項

(推進方針等についての協議の場)

第8条 市長は、推進方針及びこれに基づく施策の実施状況について、ろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他の手話を必要とする人及び手話通訳者その他の関係者の意見を聴くため、これらの者との協議の場を設けなければならない。

(学校における理解の促進等)

第9条 本市は、学校教育の場において、児童及び生徒が手話に接する機会の提供その他の手話に親しむための取組を通じて、手話に対する理解を促進しなければならない。

2 本市は、前項の規定による手話に対する理解の促進に当たっては、国、京都府その他の関係機関等と緊密な連携を図るよう努めなければならない。

(財政上の措置)

第10条 本市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(保健福祉局障害保健福祉推進室)

## 京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会 名簿（敬称略）

平成28年9月23日現在

氏名	所属団体等
音川 真由美	京都手話通訳問題研究会市内班班長
河崎 佳子	神戸大学教授
北見 貴志	京都ユニバーサルツーリズム・コンシェルジュ
木俣 紀子	社会福祉法人京都市社会福祉協議会ボランティア支援部部長
小林 敏子	京都市要約筆記サークル「かたつむり」会長
酒井 弘	京都府立聾学校校長
坂口 博史	京都府立医科大学耳鼻咽喉科・頭頸部外科学教室准教授
志藤 修史	大谷大学教授
鈴木 菜穂子	立命館大学手話サークル「歩む会」代表
千賀 修	京都市PTA連絡協議会会長
高島 通隆	聴言センター家族会会長
中村 隆	京都市小学校長会副会長
中山 昌一	京都市聴覚障害者協会会長
橋本 英憲	特定非営利活動法人京都市中途失聴・難聴者協会理事長
前田 定幸	社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会 京都市聴覚言語障害センター所長
渡辺 久美	京都手話学習会「みみずく」事務局長

(五十音順)

## 京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会開催要綱

## (目的)

第1条 京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例（以下、「京都市手話言語条例」という。）第8条に規定する推進方針等についての協議の場を「京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会」（以下、「懇話会」という。）として開催し、その運営に関し必要な事項を定める。

## (内容)

第2条 懇話会は、次の事項について意見や助言を聴取し、又は意見交換を行う。

- (1) 京都市手話言語条例に規定する手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための方針に関すること。
- (2) 手話に関する施策の実施状況に関すること。
- (3) その他手話や、ろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他の手話を必要とする人及び手話通訳者その他の関係者に関すること。

## (構成及び委員)

第3条 懇話会は、別表に掲げる団体（以下、「構成団体」という。）並びに学識経験者で構成し、次に掲げる者を委員とする。

- (1) 構成団体から推薦されて懇話会に参画する者
- (2) 保健福祉局長が指名する学識経験者

2 構成団体は、委員として推薦する者の役職・氏名を事前に座長に報告する。

## (座長)

第4条 懇話会に座長を置く。

- 2 座長は、委員の中から京都市保健福祉局長が指名する。
- 3 座長は、懇話会を代表し、会務を総理する。
- 4 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

## (懇話会の開催)

第5条 懇話会は、原則として年1回から2回程度開催する。

- 2 懇話会は、座長が招集する。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、懇話会に第3条に掲げる委員以外の関係者を出席させ、その意見等を聴くことができる。

## (事務局)

第6条 懇話会の事務を処理するために、事務局を置く。

- 2 事務局は、京都市保健福祉局障害保健福祉推進室に置く。

## (補則)

第7条 この要綱で別に定めるとされている事項その他懇話会の運営に必要な事項については、座長が定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年9月14日から施行する。

(別表)

京都市聴覚障害者協会  
特定非営利活動法人京都市中途失聴・難聴者協会  
京都市手話通訳問題研究会市内班  
京都手話学習会「みみずく」  
立命館大学手話サークル「歩む会」  
京都市要約筆記サークル「かたつむり」  
社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会  
京都府立聾学校  
聴言センター家族会  
社会福祉法人京都市社会福祉協議会  
京都ユニバーサルツーリズム・コンシェルジュ  
京都市小学校長会  
京都市PTA連絡協議会

支えあうまち・京都

# ほほえみ プラン

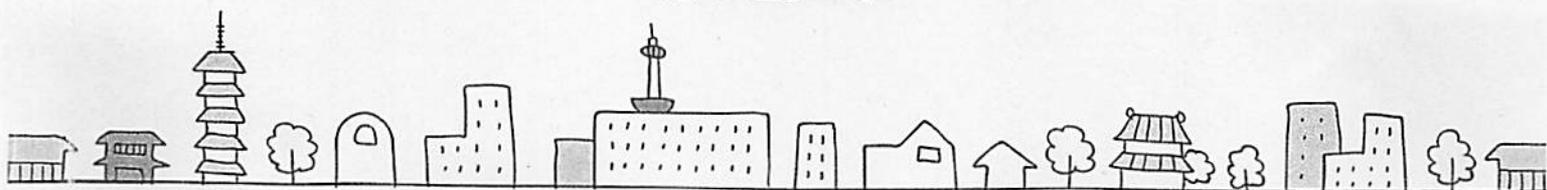
京都市

障害者施策推進計画



平成25年3月

京都市



## 4 分かりやすい情報発信とコミュニケーション(意思疎通) 支援の強化



### 現状と課題

- 本市では、視覚障害や聴覚障害のある人等コミュニケーション障害のある人に情報を提供する機能を持つ「京都ライトハウス」や「京都市聴覚言語障害センター」と協力して、地域生活を送る上で必要な情報を提供しています。
- また、「市民しんぶん」において音声版、点字版及び文字拡大版等を発行するなど、コミュニケーション障害のある人への情報提供に配慮していますが、行政サービス情報や市政参加情報がさらに的確かつ広汎に伝わるよう、一層の配慮が必要です。
- さらに、「障害者基本法」が改正されて「手話」が初めて言語として認められたことなど、障害のある人の尊厳が損なわれることのない社会や障害のある人のコミュニケーション手段が確保される社会を目指すことが求められています。そのためには、コミュニケーション障害のある人への配慮について、市民に正しい理解を広報・啓発する必要があります。

### 施策の方向性

#### (1) コミュニケーション(意思疎通)支援の充実

視覚障害、聴覚障害及び知的障害等があって意思疎通に障害を伴う、いわゆるコミュニケーション障害のある人の生活の向上に向け、コミュニケーションのために必要な支援を実施するとともに、支援に必要な人材の育成を図ります。

また、コミュニケーション障害のある人が容易に情報へアクセスできるよう、市民や事業者に対し、情報発信や事業活動などを行う際に必要となる配慮事項について周知を図ります。

#### <具体的な取組>

- 市民や事業者等に対するコミュニケーション障害のある人への配慮事項の周知・啓発〔充実〕
- コミュニケーション障害のある人が情報を入手しやすいように工夫されたパソコンソフトの普及
- 身体障害者手帳の交付対象にならない軽度・中等度難聴児への補聴器購入に係る支援
- コミュニケーション障害のある人へのコミュニケーション支援員(手話通訳者等)の派遣やその養成〔充実〕
- 市役所及び区役所等への手話通訳者の配置
- 聴覚障害のある人に対応できる筆談具設置の促進
- 言語等による意思疎通が困難な重度障害のある人が入院した際のコミュニケーション支援員の派遣

## (2) 市政情報の提供への配慮

コミュニケーション障害のある人をはじめ、どの障害のある人にも重要な行政情報が的確かつ広汎に伝わり、また市政への参加も容易となるよう、刊行物の音声版、点字版や文字拡大版等の作成、音声読上げができるホームページの作成、会議やイベントへの手話通訳者等の配置など、合理的配慮を行います。

---

### <具体的な取組>

---

- 冊子やホームページ等様々な手法による市政情報の積極的な提供
  - 障害のある人のニーズに応じた分かりやすい市政情報の提供
  - 重要市政情報の提供やパブリックコメントにおける点字版等の作成〔充実〕
  - 音声読上げが可能なテキスト版でのホームページの作成〔充実〕
  - 市政情報誌における色覚障害のある人に配慮した色使いの普及〔充実〕
  - 会議やイベントにおけるコミュニケーション支援員の配置〔充実〕
-

# 第 4 期

## 京都市障害福祉計画

(平成27年度～平成29年度)



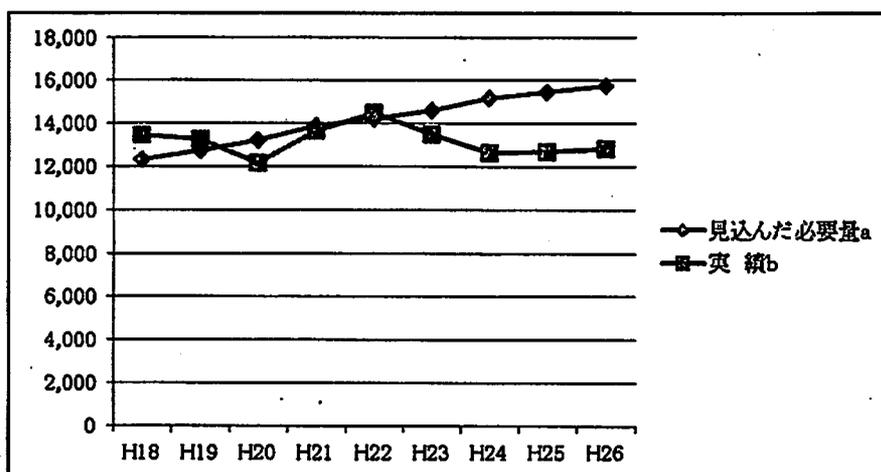
京都市

事業名	26年度実績 (見込)		27年度		28年度		29年度		事業内容、実施の考え方、見込量確保の方策等
	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	
(3)コミュニケーション支援事業	/	12,828 件	/	12,973 件	/	13,118 件	/	13,263 件	※①派遣事業及び②手話通訳者設置事業の合計
①派遣事業	/	4,797 件	/	4,946 件	/	5,095 件	/	5,244 件	手話通訳者、要約筆記者、盲ろう通訳・介助員の派遣を行う。
②手話通訳者設置事業	13 人	8,031 件	13 人	8,027 件	13 人	8,023 件	13 人	8,019 件	手話通訳者の設置を行う。(人数は、1設置箇所当たり1人として計上した数) ※件数は手話通訳者の相談件数の見込み
③ 養成事業 (専門性の高い意思疎通支援)	/	39 人	/	40 人	/	42 人	/	43 人	手話通訳者、要約筆記者、盲ろう通訳介助員の各養成講座を行う。 ※修了者数見込み
④ 奉仕員等養成研修事業	/	576 人	/	592 人	/	608 人	/	624 人	音訳・点字・手話等の各奉仕員の養成研修を行う。 ※参加者数見込み
(4)日常生活用具給付等事業(①~⑥)	33,461件		33,774件		34,073件		34,372件		重度障害のある市民に日常生活用具の給付・貸与を行う。
① 介護・訓練支援用具	128件		129件		129件		129件		身体介護を支援する用具等
② 自立生活支援用具	694件		693件		685件		677件		入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具
③ 在宅療養等支援用具	456件		469件		477件		485件		在宅療養等を支援する用具
④ 情報・意思疎通支援用具	367件		346件		325件		304件		情報収集・伝達、意思疎通を支援する用具
⑤ 排泄管理支援用具	31,769件		32,089件		32,409件		32,729件		ストーマ装具等の排泄管理を支援する用具
⑥ 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	47件		48件		48件		48件		居宅生活動作等を円滑にするための住宅改修
(5)移動支援事業	292 箇所	2,694 人	317 箇所	2,807 人	342 箇所	2,919 人	368 箇所	3,032 人	個別支援を基本として、社会参加、余暇活動のための外出支援を行う。 ※人数、時間は各年度3月実績の見込み ※人数は、26年度までは月間平均見込を算出していた。この表では、26年度についても27年度以降の考え方に合わせて3月実績見込を記載しているため、巻末資料の26年度実績(見込)人数とは数値が異なる。
	/	44,247 時間	/	44,391 時間	/	44,534 時間	/	44,678 時間	

### 3 主な地域生活支援事業に係る見込んだ必要量と実績

(1) コミュニケーション支援事業（手話通訳者及び要約筆記者の派遣件数並びに各区・支所等に配置している手話通訳者の相談件数の合計）

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度 (見込)
見込んだ必要量 a	12,295 件	12,755 件	13,215 件	13,896 件	14,238 件	14,595 件	15,177 件	15,461 件	15,757 件
実績 b	13,443 件	13,250 件	12,164 件	13,669 件	14,527 件	13,528 件	12,623 件	12,683 件	12,828 件
達成率 (b/a)	109.3 %	103.9 %	92.0 %	98.4 %	102.0 %	92.7 %	83.2 %	82.0 %	81.4 %



(2) 日常生活用具（給付件数）

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度 (見込)
見込んだ必要量 a	31,013 件	31,235 件	31,485 件	31,806 件	32,078 件	32,431 件	33,125 件	33,166 件	33,207 件
実績 b	30,351 件	29,033 件	31,671 件	32,345 件	31,588 件	32,488 件	32,227 件	33,162 件	33,461 件
達成率 (b/a)	97.9 %	93.0 %	100.6 %	101.7 %	98.5 %	100.2 %	97.3 %	100.0 %	100.8 %

